

多摩都市計画地区計画の変更（稲城市決定）

都市計画第三文化センター周辺地区地区計画を次のように変更する。

名	称	第三文化センター周辺地区地区計画
位	置 ※	稲城市平尾一丁目地内
面	積 ※	約 1.9ha
地区計画の目標		<p>本地区は、第三文化センター及びふれんど平尾で形成される平尾地域の文化・コミュニティの中心となる地区として位置付けられている。</p> <p>本計画は、周辺の住宅地との調和を図るとともに、本地域の文化・交流・福祉の中心にふさわしい土地利用の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地域の文化・交流・福祉に資する文化施設、コミュニティ施設、生涯学習施設等が複合する合理的な土地利用の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	地区内の良好な環境を維持及び保全するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	緑豊かでうるおいのある街並み形成を図るため、生垣などによる沿道緑化及び敷地内緑化に努める。

地 区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3に定めるもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (6) 自動車教習所 (7) 工場。ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもので、作業場の床面積の合計が50 m ² 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 kW以下のものに限る。）を除く。 (8) 危険物の規制に関する政令第3条に定める給油取扱所
	建築物の敷地面積の最低限度	300 m ² ただし、市長が公益上やむを得ないと認める場合は、この限りでない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であること。 (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であること。
	建築物等の高さの最高限度	15m
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色を避け、落ち着いた色のある色調とする。 なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとする。
	垣又はさくの構造の制限	(1) 道路に面する部分にあっては、生垣又は透視可能なさくとする。 ただし、その基礎で地盤面からの高さが60cm以下のもの及び門柱にあっては、この限りでない。 (2) イブキ類の樹木は、使用してはならない。
	建築物等に関する事項	

「区域は、計画図表示のとおり」

※は知事協議事項

理由 稲城市景観色彩ガイドラインの施行に伴い、良好な景観形成の誘導を図るため、地区計画を変更する。